

共済のあゆみ



栗原市 栗駒山 春の輝き

表紙写真ご紹介

霊峰「栗駒山」から迫三川を流れ下る雪解け水が、田植え前の水田を潤すくりはらの春景色。

まるで時間、風、音が止まったように、静寂のなか朝を迎える栗駒山のリフレクションは、この時期にしか見ることのできない絶景です。

5月の第3日曜日に山開きを迎えると、多くの登山客が訪れ、6月には世界谷地原生花園にニッコウキスゲが咲き誇ります。



ねじりほんによ

CONTENTS

医療機関等の受診には、
ぜひマイナ保険証をご利用ください！
令和6年度事業計画及び予算
共済貯金のオススメ
第3期データヘルス計画
永年勤続退職者のパレス松州平日優待
委託保養所利用助成
被扶養者の認定・取消手続きをお忘れなく

P 3
P 4
P 8
P 10
P 11
P 11
P 12

附加給付制度について
こころケア♡とも
令和6年度セミナーのお知らせ
傷害総合保険
貸付事業のご案内
物資事業のご案内
人事異動のお知らせ

P 14
P 15
P 16
P 17
P 18
P 19
P 19

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

令和6年度 事業の変更等について

短期(医療)の掛金率を2.2%引き上げ

48.4%(現行46.2%)に

介護保険・福祉の掛金率は据置です

5ページ上段に参考例を掲載しています



第3期データヘルス計画を策定

令和6年度から開始する
第3期データヘルス計画を策定しました

詳しくは10ページをご覧ください



永年勤続退職者のパレス松洲平日優待券

定年の引き上げに伴い対象者の見直しを行います

詳しくは11ページをご覧ください



委託保養所利用助成の利用回数制限を廃止

組合員とご家族が豊かな家族時間を過ごせるよう
利用回数制限を廃止しました

詳しくは11ページをご覧ください



パレス松洲の利用料金を改定します

よろしくお願いします

物価・人件費の高騰から利用料金を改定します

詳しくは裏表紙をご覧ください



退職予定者説明会を開催します
日程等は後日お知らせします



医療機関等の受診には、 ぜひマイナ保険証をご利用ください！

1 オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了しているか確認する方法

共済組合において、オンライン資格確認等システムに組合員または被扶養者に係る資格情報のデータ登録が完了すると、マイナンバーカードで医療機関等を受診できるようになります。

データ登録が完了しているかは、スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上で、ご確認いただけます。
被保険者資格情報が登録されているか受診前に必ずご確認ください。

※システムへのデータ登録には資格取得後、少々時間を要します。

※登録が完了しているかわからない状態で受診する場合は、マイナンバーカードとあわせて組合員証または被扶養者証を携行してください。

2 マイナ保険証で受診するメリット

より良い医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬投与のリスクも減少。
※重複検査や重複投薬の減少は、共済組合が支出する医療費も節約できるため、組合員のみなさまからいただく掛金の増加を抑えることにもつながります。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
※高額な医療費(窓口負担)が見込まれる場合は、高額療養費相当額の窓口負担額を軽減するため、共済組合から「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関に提示する必要がありますが、マイナ保険証を利用する場合は「限度額適用認定証」の提示が不要となります。

3 マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

○マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ
【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



○マイナンバーカードの健康保険証利用について
【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



事業計画及び予算

令和6年3月15日開催の第186回組合会において令和6年度事業計画及び予算が議決されましたのでその概要をお知らせします。

議決事項

- 令和5年度事業計画及び予算の変更について
- 組合定款の一部変更等について
 - ◎短期保険財源率の変更
 - ◎全国健康保険協会が決定する災害福祉保険料率の変更に伴う船員一般組合員の財源率の変更
 - ◎育児・介護休業手当金の公的負担率の変更に伴う長期組合員の財源率の変更
 - ◎短期経理から業務経理に繰り入れる事務費の限度額の変更
 - ◎福祉事業に要する費用としての財源率を引き下げる期間を令和7年3月分まで延長
- 令和6年度事業計画及び予算について

総括事項 (令和6年度末推計)

●所属所数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51

●組合員数

組合員数……………24,995人

任意継続組合員数……………381人

被扶養者数……………15,254人

●1人当り平均標準報酬月額(一般組合員)

長期……………363,595円

短期……………378,982円



令和6年度掛金(保険料)率

(単位：千分率)

組合員区分	短期給付	介護保険 ※1	厚生年金保険 ※2	退職等年金	福祉(保健)
一般・特定消防組合員 市町村長組合員	48.4	8.44	91.5	7.5	1.6
短期組合員			—	—	
船員組合員	46.69	8.44	91.5	7.5	1.6
船員短期組合員			—	—	
長期・市町村長長期組合員 後期高齢者等短期組合員	2.59	—	—	—	—
任意継続組合員	96.8	16.88	—	—	—

※1 介護保険の掛金(保険料)は40歳以上65歳未満です。
※2 厚生年金保険の掛金(保険料)は70歳までです。

標準報酬月額38万円の場合の掛金(月額)

短期給付 18,392円(+836円)	介護保険 3,207円(±0円)	厚生年金保険 34,770円(±0円)	退職等年金 2,850円(±0円)	福祉(保健) 608円(±0円)
合計 59,827円(+836円) ※()は前年比				

短期経理

組合員と被扶養者の医療費や出産・死亡等の各種給付金を支払う「**短期給付**」と「**介護保険料の収納**」を行う経理です。

令和6年度の短期経理については、現行の財源率(92.4%)により収支推計を行った場合、医療費等の給付金や高齢者医療制度への支援金の増加により、令和6年度末に約878,538千円の当期損失金が発生する見込みです。

このことから、令和6年度の財源率を令和5年度の92.4%から4.4%引き上げ96.8%で運営し、約340,073千円の当期損失金が生じる見込みから、令和6年度末の短期積立金残高は1,604,453千円と推計しています。

なお、財源率96.8%のうち、約38.60%は高齢者医療制度への支援金(特定保険料)となっていますが、前年度比で約4.11%増額となります。

介護保険については、令和5年度と同率の16.88%で運営し、令和6年度は約8,725千円の当期損失金が生じる見込みから、令和6年度末の介護積立金は65,185千円と推計しています。

◆短期経理の収支見込み

収入 15,041,186 千円

掛金・負担金 13,291,332	その他 1,749,854
----------------------	------------------

支出 15,389,984 千円

保健給付 7,133,136	前期高齢者納付金 1,929,815	後期高齢者支援金 2,796,981	介護納付金 1,361,576	その他 2,168,476
-------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------	------------------

厚生年金保険経理

厚生年金保険給付の組合員保険料と地方公共団体負担金を徴収し、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理です。

収入	23,721,238千円
----	--------------

支出	23,721,238千円
----	--------------

退職等年金経理

退職等年金給付(新3階部分)の組合員掛金と地方公共団体負担金を徴収し、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理です。

収入	1,546,318千円
----	-------------

支出	1,546,318千円
----	-------------

経過的長期経理(組合員掛金なし)

年金一元化前の公務等給付を行うため地方公共団体からのみ負担金を徴収し、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理です。

収入	100,664千円
----	-----------

支出	100,664千円
----	-----------

退職等年金預託金管理経理

連合会の退職等年金経理の積立金の一部から預託を受け当組合貸付経理へ事業資金の貸付を行っています。

収入	9,287千円	支出	9,287千円
----	---------	----	---------

経過的長期預託金管理経理

連合会の経過的長期経理の積立金の一部から預託を受け、地方公共団体が発行する地方債(縁故債)の引き受けを行っています。

収入	10,358千円	支出	10,358千円
----	----------	----	----------

業務経理

短期給付や長期給付の事業を行うための人件費や事務費をまかなう経理です。

財源は地方公共団体の負担金と、短期経理からの繰入金、長期経理にかかる全国市町村職員共済組合連合会からの交付金等となっています。

令和6年度は約3,873千円の損失金が発生する見込みですが、積立金を取り崩して充当することとしています。

収入	365,903千円	支出	369,776千円
----	-----------	----	-----------

保健経理

組合員とその家族の疾病予防や健康保持増進・医療費適正化のための事業を行う経理です。

財源は、組合員掛金と地方公共団体負担金により賄っており、引き続き令和6年度まで掛金率を1.6%に引き下げ、積立金を活用しながら運営します。

新たな第3期データヘルス計画の策定により、健康経営の推進を重点事項とし、コラボヘルス宣言の活動により所属所と本組合が協働しながら組合員及び被扶養者の健康保持増進に向けた保健事業を実施します。

収入	406,582千円	支出	462,448千円
----	-----------	----	-----------

◆保健事業の種類と事業計画額

保健	人間ドック・脳検診等助成	250,137千円	生活支援	新生活支援図書等	7,332千円
保養	宿泊施設利用助成	31,130千円	セミナー等	ライフプランやメンタルヘルス等	2,893千円
保険者インセンティブ	健康優良組合員表彰(意識啓発)	4,000千円	特定健診・保健指導	40～74歳の組合員・被扶養者対象	28,688千円
体育	球技大会助成等	3,551千円	普及・広報・レセプト審査等	医療費通知・広報誌作成・レセプト審査等	4,211千円

宿泊経理

組合員とご家族のリフレッシュ・健康増進を目的に保養所「パレス松洲」の経営を行う経理です。

収入	414,432千円	支出	414,075千円
----	-----------	----	-----------

客室空調機器・設備の入替工事の為、4月に約1ヵ月間の休館を行うことによる影響はあるものの、357千円の当期利益を推計しています。



貯金経理

みなさまからお預かりした資金を運用し、有利な利率で還元することを目的とした経理です。

金融情勢等に細心の注意を払いながら、本年度も利率1.0%を維持します。年度末の利用者数を9,606人、貯金総額を約570億円と見込んでいます。

収入	894,683千円	支出	596,134千円
----	-----------	----	-----------

貸付経理

住宅建築やご家族等の入学、結婚などで必要となる資金の貸付けを行っている経理です。

令和6年度末における貸付残高の見込みは、前年比で43,000千円減の1,646,656千円と推計しています。

収入	19,468千円	支出	19,265千円
----	----------	----	----------

物資経理

自動車などの生活必需品を指定店から購入する際、共済組合が一時立替払をする経理です。

令和6年度末における立替残高の見込みは、前年比で46,448千円増の653,454千円と推計しています。

収入	13,134千円	支出	13,091千円
----	----------	----	----------



共済貯金のオススメ

新たなスタートを切ったみなさまへ、共済貯金もスタートしましょう!!
iDeCoやNISAの投資商品もありますが、共済貯金をオススメします。

〇〇注目

手数料

共済貯金

無し

iDeCo

金融機関により異なる

新NISA

金融機関により異なる

〇〇注目

投資枠

無制限

年間144,000円まで
(月間12,000円まで)

年間360万円まで
(上限1,800万円まで)

〇〇注目

お引き出し

随時受付

原則60歳まで
引き出せない

売却が必要

〇〇注目

利回り・利息

年利 1 %

商品により異なる
(元本割れリスク有)

商品により異なる
(元本割れリスク有)

投資可能期間

組合員期間

65歳までの
国民年金被保険者期間

無制限

課税・非課税

課税

運用：非課税
受取時：課税

非課税

まとめ!

年利は1%で、投資枠は無制限、積み立てた資金をいつでもお引き出し
できることが共済貯金の魅力です!

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和6年5月	5/1(水)	5/10(金)	5/10(金)	5/20(月)	5/20(月)	5/31(金)
6月	6/3(月)	6/10(月)	6/10(月)	6/20(木)	6/20(木)	6/28(金)
7月	7/1(月)	7/10(水)	7/10(水)	7/19(金)	7/19(金)	7/31(水)

ご利用のQ & A

Q 1. 共済貯金始めたい!

A 1. P 9 の「申込書」をお勤め先の共済事務担当課
へ提出してください。
積立は給料天引きなので、面倒もありません。

Q 2. 出費があるから引き
出したいんだけど...

A 2. 上記のとおり、月3回の払
戻日を設け、随時受け付けてい
ます。

Q 3. あとから積立額は
変えられる?

A 3. 「貯金変更届書」をホームペー
ジにご準備しています。内容を記載
して、担当課へ提出してください。

ご加入お待ちしております!

◎問い合わせ先 総務課経理係 TEL 022-263-6414

貯金加入申込書 兼 受取口座届書

組合員証 記号番号	—	所属所	
フリガナ		届出事由	新規加入
組合員氏名 (口座名義)			

* 定例・賞与・臨時のいずれの1つでも共済組合貯金に加入できます。希望する積立種類に必要な事項を記入してください。

積立内容	積立種類	積立金額		積立開始時期		
	☐ 定例積立	円				
	☐ 賞与積立	☐ 6月	円	令和	年 6月 賞与から	
		☐ 12月	円	令和	年12月 賞与から	
	☐ 臨時積立	* 貯金臨時積立報告書を提出してください。				
受取口座	金融機関		本支店名		預金種目	口座番号
	コード	名 称	コード	名 称	普通	
* 非課税限度額		円				
上記のとおり届け出ます。 宮城県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 住所 届出者 (氏名欄は自ら署名・押印してください) 氏名 ㊟						
上記の記載事項に、誤りがないことを確認しました。 ☐ (担当者確認欄【レ点】) 宮城県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 職名 所属所長 氏名						

※ 積立開始希望月の前月20日までに提出してください。
※ 共済貯金は、利息の支払い時に原則として支払利息の20.315%を源泉分離課税として控除されます。ただし、少額貯蓄非課税制度（マル優限度額350万円）の有資格者に該当する方は、特例により非課税扱いとなりますので、手続きが必要です。
※ 詳細は総務課までお問い合わせください。

組 合 処 理 欄		
処理者	検印者	備 考

幸せな未来へ あなたといっしょにスタートします

宮城県市町村職員共済組合
第3期

データヘルス計画

— 健康で よりよく働き よりよく幸せに暮らす —

基本的考え方

(1) 健康は長寿社会の活力となる基盤

第2期の計画では特定健診の実施率の向上を目指し、保健事業を推進してきました。第3期計画では、第2期の基本理念を引き続き掲げつつ、保健事業を「実施する」ことから、これまで得たあらゆる健康課題を「解決する」ことへ向けて取り組みます。

「保健」についてさらなる知見の抽出と蓄積を行い、効果的な事業活動を通じて組合員と家族の誰もが「健康で よりよく働き よりよく幸せに暮らす」ことができる環境を目指します。

(2) 推進目標①「コラボヘルス」

コラボヘルスとは厚生労働省が推進する共済組合などの保険者が実施する「データヘルス」と、経済産業省が推進する事業者が実施する「健康経営」の二つが積極的に連携し健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

所属所と共済組合にとって連携・協働（コラボ）はこれからも最優先課題であり、これまでの実績と効果をより実効的に展開するため、所属所における健康経営の浸透とコラボヘルスの丁寧な推進が第3期計画の基本的考え方です。

(3) 推進目標②「健康経営」

実のある「コラボヘルス」の実現には、所属所の「健康経営」が必要です。

経済産業省が推進する健康経営とは、企業が従業員の健康を経営的な視点で捉え、戦略的に改善や増進に取り組む経営手法のことです。

これからの成熟社会においては、仕事のために頑張るだけでなく、大事な健康のため、大切な同僚や家族のため長期間労働の適正化や積極的な休暇取得、メンタルヘルスケア対策としても職場みんなで環境改善に取り組む「健康経営」が必要です。



詳細はWebサイトをご覧ください。



「永年勤続退職者のパレス松洲平日優待」について

永年勤務（組合員期間が25年以上）された方が60歳で定年退職される場合、感謝と慰労を目的に「永年勤続退職者パレス松洲平日優待（利用）券（以下、「平日優待券」という。）」を交付しています。

令和5年度の定年退職者より定年の年齢が段階的に65歳まで引き上げられることから、平日優待券の交付対象者を60歳以降の退職、かつ組合員期間が25年以上の組合員として取り扱います。

* 該当する本人からの申請等は不要です。

委託保養所利用助成について

利用回数制限を廃止しました。

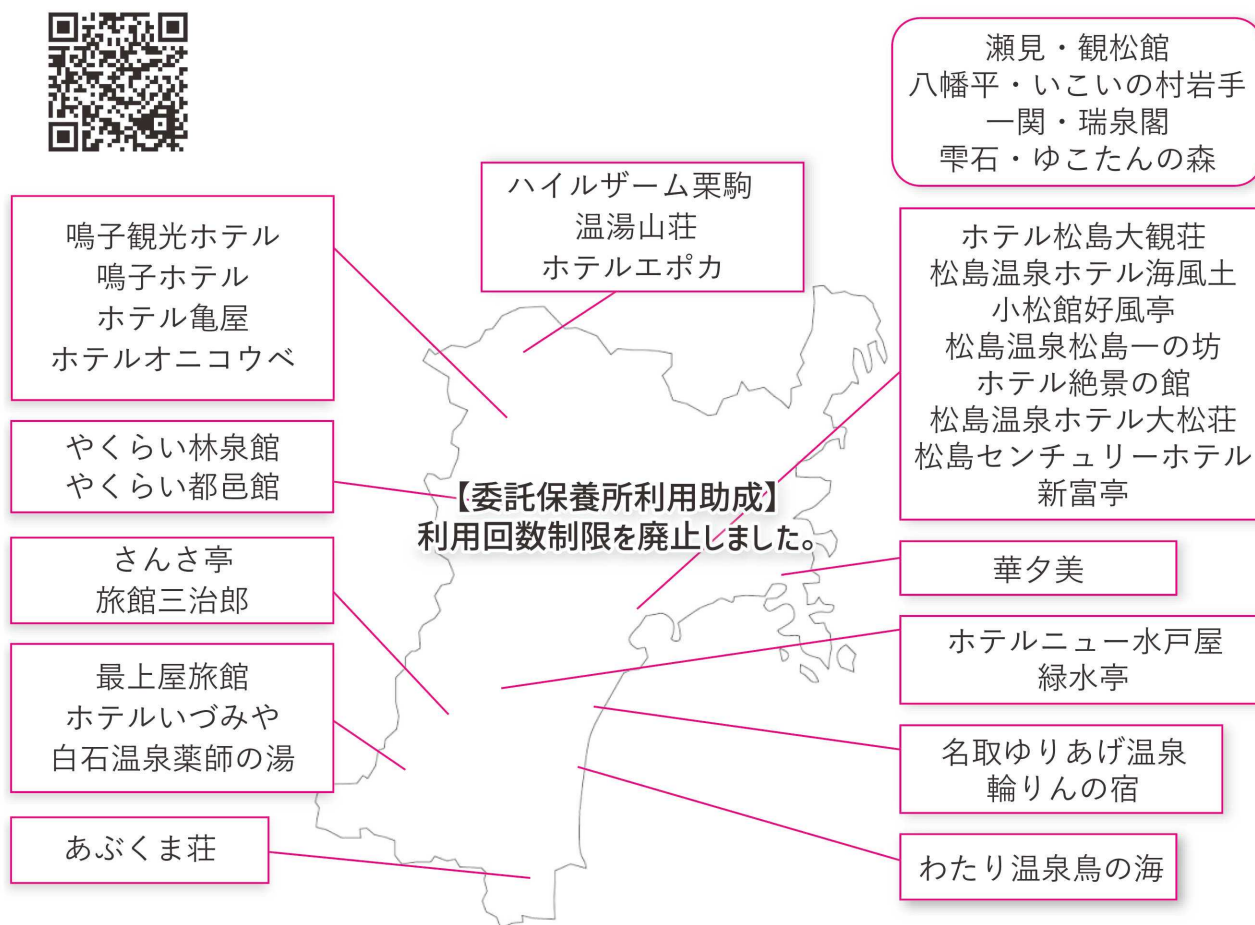
パレス松洲をはじめ保養所で過ごす豊かな家族時間こそ活力回復を促進します。また職場での親睦会の他、同僚や友人との利用は、健康経営への原動力です。ぜひご利用ください。

対 象：組合員（任意継続組合員を含む）およびその被扶養者

助成金額：1人1泊1,500円

・ご利用の際は共済事務担当課において保養券の交付を受けてください

詳細はWebサイトをご覧ください。



被扶養者の認定・取消手続きをお忘れなく

新年度となり、被扶養者の認定・取消の手続きが多くなる時期となりました。

次のような事例などに該当となる方は、勤務先の共済事務担当課を経由し、お早めに被扶養者に関する認定・取消の手続きをお願いします。

① 新たに被扶養者の要件を満たすとき

新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その事実が生じた日から30日以内に「**被扶養者認定申告書**」を届出するようにお願いします。「被扶養者認定申告書」の届出が遅れ、その事実が生じた日から30日を過ぎた場合、その申告書を所属所長が受理した日が被扶養者の認定日となります。

例

- 子が出生したとき
- 会社等を退職し所得が減少したとき 等

② 被扶養者が認定取消となる時

被扶養者が就職等により社会保険に加入する場合や被扶養者の収入基準年額130万円(60歳以上の方と障害年金を受け取る方は年額180万円)を超える場合などには、速やかに「**被扶養者取消申告書**」の届出をお願いします。共済組合の被扶養者資格は自動喪失とはなりませんので、**必ず共済組合の被扶養者の認定取消の手続きが必要となります**。

また、取消手続きが行われない場合には、資格情報が重複することにより、医療機関を受診した際に正しい資格確認が行えなくなることがありますので注意してください。

例

- 被扶養者が就職したとき
- 個人事業を開始したとき
- 芸能活動をはじめたとき
- 収入が増加したとき 等

令和6年4月分から年金の増額改定がありますので、年金支払者から6月頃に送付される通知で支給額と他の収入の合計が基準内であるかご確認ください。

別居する被扶養者の認定継続には仕送りが必要です！

学校法人または各種学校の学生(運用方針1-2-1-2の四の該当者)以外の被扶養者については、原則、毎月5万円以上の仕送りをするのが認定継続するための要件となっています。

- 注意1** 仕送りも収入に含めますので、他の収入と併せて収入基準額をご確認ください。
- 注意2** 学校卒業後に別居の子を引き続き扶養する場合は、学校卒業後から仕送りが必要です。
- 注意3** 同居が要件である姻族等(義父母など)は別居日で取消しになります。

旧保険証の返却をお願いします

被扶養者が取消しとなった後は、被扶養者証等は使用できませんので、速やかに返却してください。被扶養者の認定取消後に被扶養者証等を使用して医療機関等を受診した場合、共済組合が支払った医療費や給付金を後日返還することとなりますのでご注意ください。

～被扶養者認定取消の事例～

【事例1】 60歳未満の配偶者の給与収入について、1月から3月の平均額が認定基準の108,333円を超えていた。

支給月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
支給額(※)	103,000円	124,000円	109,000円	90,500円	110,000円	100,500円

(※) 支給総額から通勤手当を引いた金額。

(※) 賞与は対象月数で按分した金額を各月に加算。

取消

(取消事由) 所得の増加

給与収入は月額で判断します。年間収入が130万円未満であっても、連続した3ヵ月の収入を平均して認定基準の108,333円を超えているときは4ヵ月目の1日で認定取消となります。

(取消日) 4月1日

【事例2】 65歳になった母が老齢基礎年金の受給を開始し、給与収入と合わせると認定基準を超えていた。

支給月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
給与支給額	80,000円	85,000円	80,000円	90,500円	85,000円	90,500円
年金支給額 (一月あたり)		130,282円 (65,141円)	(65,141円)	130,282円 (65,141円)	(65,141円)	130,282円 (65,141円)
合計	80,000円	150,141円	145,141円	155,641円	150,141円	155,641円

取消

(取消事由) 所得の増加

給与収入と年金収入があるときは合算した月額で判断します。ただし、年金額は支給額(2月分)ではなく一月あたりの金額にして計算します。

なお、年金収入の金額のみで認定基準を超えるときや雇用契約上の給与収入と年金収入月額の合計で認定基準を超えるときは、年金の初回送金日で認定取消となります。

(取消日) 9月1日

【事例3】 夫婦合算収入が認定基準を超えていた。

父母のどちらかだけが被扶養者に認定されている場合で、被扶養者の収入は認定基準内であっても、認定されていない父(あるいは母)の収入が増えたことにより、父母の収入を合算した額が認定基準を超えたときは認定取消となります。

【事例4】 事業収入から認定基準で認められている必要経費を控除した所得額が認定基準を超えていた。

被扶養者の認定における事業所得者の収入とは、総収入額から共済組合が必要と認める経費(税法上の経費とは異なります)を控除して得た額となります。

なお、新規で事業を始めたときは、正確な事業収入が確認できませんので、事業開始日にて認定を取消し、国民健康保険へ加入することとなります。(事業開始の翌年の確定申告により収入が基準内である場合は、その年の1月1日より認定申告することができます。)

本組合の被扶養者認定基準等を定めた「被扶養者認定基準及び取扱い」はホームページで確認することができます。詳しくは<https://www.kyosai-miyagi.or.jp/>をご確認ください。

短期給付事業について

共済組合
独自の給付

附加給付制度について

短期給付事業では、組合員およびその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害等に関する給付を行っています。民間で働く労働者に適用される健康保険制度に相当するものですが、健康保険制度と違い、法定給付と附加給付に区分されます。

法定給付

…… 法律によって種類や内容が定められている給付です。

附加給付

……法定給付に併せて行う給付で、組合がその財政上の余裕金を基にして任意で行う独自の給付です。従って、その具体的な給付の内容、条件等は、各共済組合の定款で定められています。

当組合の附加給付について、以下のとおりご案内します。

附加給付	対象	支給要件	支給金額	請求方法
一部負担金払戻金	組 合 員	医療機関の窓口または指定訪問看護業者に療養に要する費用の一部を支払ったとき並びに組合員証等を使用しないで、後日共済組合に療養費(家族療養費)の請求をしたときにおいて、一定の額を超える場合(高額療養控除後)	自己負担金額が1件につき25,000円(基礎控除額)を超えたとき、その超えた金額 (※合算高額医療費が支給対象となる場合は、合算基礎控除額が適用となります。詳細については共済組合ホームページをご覧ください。)	医療機関からの診療報酬明細書に基づき自動的に支給
家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	被扶養者	※国または地方公共団体の条例等の規定により公費負担となる場合は、その負担額の限度において支給しません。	※医療機関の処方せんにより薬局で薬剤の支給を受けた場合、外来と調剤を合算 ※100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給 ※標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は、基礎控除額は50,000円	※診療報酬明細書が届いてからの支給となりますので、通常2ヵ月後の支給となります。
埋葬料附加金	組 合 員	組合員の死亡当時、被扶養者として認定されていた者へ埋葬料が支給される場合	50,000円	(元)被扶養者から請求が必要
家族埋葬料附加金	被扶養者	家族埋葬料が支給される場合	50,000円	組合員から請求が必要

埋葬料・家族埋葬料附加金は、お勤め先の共済事務担当課に請求書を提出してください。

各種給付金が決定した場合は、お勤め先の共済事務担当課経由で「短期給付金決定通知書」をお送りします。

◎問い合わせ先 保険課給付係 TEL 022-263-6411

「お友達、元気ですか…?」

つむぐ健康、つながる未来。

メンタルヘルス
相談事業

こころケア♡とも

「とも」で
できること

ご自身のお悩みはもちろん職場のお仲間やお友達のこともご相談いただけます。友人がつらい思いをしてるなら、あなたがいることを伝えることが、とても大切です。

組合員と家族および所属所を対象に、共済組合と臨床心理士・精神保健福祉士が連携して心の健康保持・増進と所属所における健康経営の支援を行います。

(利用者名、相談内容等は守秘事項として厳正に管理されます)

カウンセラー：臨床心理士・精神保健福祉士



事業案内

＜カウンセリング相談＞

利用：組合員、同僚、上司、家族等

内容：メンタルヘルスに関する個別相談

＜コンサルティング相談＞

利用：所属所の人事管理担当者、復職支援する担当課や担当者等

内容：不調者の病気休業の相談、休業中の対応、職場復帰支援や配置換え等に関する人事、管理等の組織運営全般の相談

ご予約：二次元コードから空き状況を確認、組合員証(保険証)をご用意のうえお電話でご予約ください。

場 所：共済組合事務局会議室(対面式) 利用日：毎週月曜日(午後1時から5時)

お時間：1回の相談につき1時間(4回/日) 料 金：無料



空き状況

【共済組合のメンタルヘルス事業の特徴と重要な取り組み】

所属所と共済組合が ともに課題解決に取り組む 伴走型支援事業であること

・一次予防(不調にならない取り組み)について

これまでどおりメンタルヘルスセミナー等を開催して基礎知識を習得いただくとともに、カウンセリングにより予防や回復への行動をイメージできるような、一体的なサービスを目指します。対面式カウンセリングのメリット(感情が伝わりやすい空気感)と効果を広く普及していきます。

・二次予防(早期発見)

不調者の異変に気づきやすい職場の友人や同僚、上司等の親近者であるフォロー者にカウンセリングによる支援を行い、職場単位で重症化予防への行動を促進できるよう取り組みます。

・三次予防

(復職支援と再発予防)

人事部門や復職支援担当課等にコンサルティングによる助言等の支援を行い、所属所における健康経営の支援を行います。

こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

厚生労働省

あなたのこころとからだは
SOSを出していませんか?

あなたのつらさを軽くするためのヒントや
相談窓口があります



事業者の方へ

職場のメンタルヘルス対策に
役立つ情報もあります

こころの耳

検索

<https://kokoro.mhlw.go.jp>



令和6年度 セミナーのお知らせ

各セミナーの募集は、お勤め先の共済事務担当課を通して案内します。

～健やかな未来のために～

「メンタルプラスセミナー」

開催日の約1ヵ月前に募集案内をお送りします。



	日時	講演テーマ	主な受講対象者
第1回	5月16日(木)	若手・新入職員のセルフケア対策	若年向け(2年目～5年目)
第2回	6月24日(月)	困った人に会った時に どう対応できるか ～保健師のためのセルフケア～	保健師・ケースワーカー
第3回	7月 8日(月)	復職支援のおはなし	主に管理者向け
第4回	11月 7日(木)	マネジメントとメンタルヘルス	主に中堅職員向け
第5回	2月14日(金)	人事異動とメンタルヘルス	主に管理者向け

「フィジカルプラスセミナー」

開催日の約1ヵ月前に募集案内をお送りします。



	日時	講演テーマ	主な受講対象者
第1回	5月17日(金)	ヨガ&ウォーキングレッスン	どなたにもおすすめ
第2回	11月13日(水)	ヨガ&ウォーキングレッスン	どなたにもおすすめ

～豊かな人生のためのちょっとプラスなお話です～

「ライフプランセミナー」

開催日の約1ヵ月前に募集案内をお送りします。



ライフプランセミナー(退職準備型)

・生きがい ・マネープラン ・健康のキホン ・退職手当制度 ・共済制度

対 象：50歳以上の組合員

会 場：パレス松洲

日にち(2日間)	第1回	6月18日(火)～6月19日(水)
	第2回	7月 2日(火)～7月 3日(水)
	第3回	9月17日(火)～9月18日(水)
	第4回	10月 8日(火)～10月 9日(水)
	第5回	10月24日(木)～10月25日(金)

8月頃に気仙沼・本吉圏域の組合員を対象に50+ミニ・ライフプランセミナーを開催予定です。

詳細が決まりましたらお知らせします。

今年度から50+ライフプランセミナー(退職準備型)については共済組合でご宿泊予約をお受けしません。

ご宿泊を希望される場合は施設へ直接ご予約ください。

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413



ライフプランセミナー(生涯充実型)

・マネープラン ・iDeCo NISA ・共済制度
 対 象：30～40歳代の組合員
 会 場：パレス松洲

日にち 7月 12日(金)



ライフプランセミナー(生活創造型)

・マネープラン ・健康のキホン ・生命保険のこと
 ・共済制度
 対 象：結婚・出産で家族ができた組合員
 会 場：パレス松洲

日にち 6月 7日(金)



ライフプランセミナー(若年交流型)

・マネープラン
 ・iDeCo NISA
 ・メンタルヘルス
 ・ライフワークのこと
 ・生命保険のこと
 ・共済制度

対 象：29歳以下の組合員
 会 場：パレス松洲
 日にち：

日にち 11月21日(木)～
 11月22日(金)の2日間

・ご宿泊予約を併せて承ることが
 できます。

～みんなで育むみんなの子どもたち～

「子育て応援セミナー」

お母様お父様と、お子様との信頼関係を強め、お子様に伝わりやすい褒め方・叱り方について学びます。
 開催日の約1ヵ月前に募集案内をお送りします。

対 象：組合員とその家族
 会 場：パレス松洲

日にち 11月29日(金)



有限会社 みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「傷害総合保険」をご紹介します。

傷害総合保険

さまざまな事故から、
 組合員とその家族を守る保険です！

- 交通事故、仕事中、家庭内、旅行中、スポーツ中など国内外でのほとんどのケガに対して補償のある保険です。
- 天災危険補償特約付コースなら、地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。
- 入院はもちろん、通院も1日目から保険金の支払対象になります。
- 自転車による事故等で他人にケガをさせた場合など、第三者への賠償事故も補償されます。
- 個人コースには、身の回り品の損害を対象にした携行品損害がセットされます。
 個人コースに加入の方は、弁護士費用総合補償特約「弁護のちから」がセットできます。
- 外来の手術についても手術保険金の支払対象になります。
- 団体契約による割引が受けられ、保険料が15%も割安で加入できます。

加入コースは、「個人コース」、「夫婦ペアコース」、「家族ぐるみコース」の3コースがあります。
 ご自分に合ったコースをお選びください。

- 保険期間 傷害総合保険：令和6年7月1日午後4時から1年間(中途加入もできます。)

- ・加入資格：宮城県市町村職員共済組合の組合員(短期組合員は除きます。)
- ・被保険者：組合員、組合員の配偶者、子供、同居の親族(両親、兄弟姉妹等)

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変わることがあります。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(お問い合わせは下記代理店まで)

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目10番25号
 TEL 022-223-0740 FAX 022-215-0785

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで
 土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

(引受保険会社名)

損害保険ジャパン株式会社 仙台支店法人第一支社

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35
 TEL 022-298-1352 FAX 022-298-2271

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで
 土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

承認番号 SJ23-15348 作成日2024年2月19日

普通貸付・結婚貸付・住宅貸付をご案内します

安心♥便利

共済の貸付けは安心してご利用いただけるよう、
無理のない償還額で設定しております。
組合員のみなさまのご利用をお待ちしております。

年 利 率 (変 動)
1.26%

普 通 貸 付 組合員様が臨時に資金を必要とする時に、幅広い目的にご利用いただけます。

- 申込事由 ・ 外構工事 ・ 住宅設備(エコキュート交換等) ※工事を伴う場合は住宅貸付になります。
・ 自動車修理(車検含む) ・ 免許取得 ・ 引越費用 ・ ペット関連費用
・ 旅行費用 ・ 塾、入学・修学貸付対象外の学校費用 ・ 墓地墓石購入(修理含む) 等々
- 貸付金額 1万円～200万円(1万円単位)
- 限 度 額 給料月額額の6ヵ月分に相当する額で、限度額200万円
- お申込み書類 ①貸付申込書 ②借入状況等申告書 ③団体信用生命保険加入申込書(任意)
④見積書や契約書等、費用が確認できる書類

結 婚 貸 付 挙式、披露宴の費用。お子様やお孫様の時にもご利用いただけます。

- 申込事由 ・ 挙式、披露宴費用 ・ ブライダルリング ・ レンタルドレス ・ 新居引越費用・入居費用 等々
- 貸付金額 1万円～200万円(1万円単位)
- 限 度 額 給料月額額の6ヵ月分に相当する額で、限度額200万円(申込事由ごと)
- お申込み書類 ①貸付申込書 ②借入状況等申告書 ③団体信用生命保険加入申込書(任意)
④案内状 ⑤見積書や契約書等、費用が確認できる書類

【普通貸付・結婚貸付の限度額の計算例】

給料月額額の6ヵ月に相当する金額	限度額
322,000円×6ヵ月=1,932,000円	193万円
351,000円×6ヵ月=2,106,000円	200万円

※給料月額は給与明細の給料額になります。

【普通貸付・結婚貸付の償還金額例】

貸付金額	毎月償還の場合 毎月の償還額	ボーナス併用償還の場合		
		毎月の償還額	ボーナス分償還額	
100万円	10,956円	6,532円	19,596円	19,596円
150万円	13,311円	8,872円	26,616円	26,616円
200万円	17,747円	11,830円	35,490円	35,490円

住 宅 貸 付 ご自宅の修理等の費用にご利用いただけます。

- 申込事由 ・ 新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 修理 ・ 住宅購入 ・ 敷地購入(住宅建築のための)
※サンルーム、太陽光発電装置の設置等は住宅貸付でご利用できます。
- 貸付金額 10万円～1,800万円(80万円未満は5万円単位、80万円以上は10万円単位)
- 限 度 額 給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じた金額で、限度額1,800万円
- お申込み書類 貸付事由ごとに添付書類がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

貸付申込み例 ■屋根、外壁等の修理費用の場合

貸付金額	毎月償還の場合		ボーナス併用償還の場合		
	償還回数	毎月の償還額	償還回数	毎月の償還額	ボーナス分償還額
200万円	300回	7,775円	180回	8,135円	24,405円
300万円	300回	11,663円	180回	12,202円	36,606円

- お申込み書類 ①貸付申込書 ②借入状況等申告書 ③団体信用生命保険加入申込書(任意) ④工事内容書
⑤契約書のコピー ⑥見積書 ⑦平面図・立面図 ⑧住民票
- 貸付後にご提出いただく書類 ①借用証書、印鑑証明書 ②完了報告書、工事該当部分の工事前後の写真

- ◆ 貸付申込書、借入状況等申告書、工事内容書、団体信用生命保険加入申込書、完了報告書は共済事務担当課にあります。
- ◆ 他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と返済額がわかる書類が必要になります。
- ◆ その他、必要に応じて、関係書類をご提出いただく場合があります。

- 貸付金の送金日は、毎月15日と月末の2回です。 ※送金日が休日の場合は、前営業日に送金します。
※入学貸付は貸付申込書類を共済組合で受付後、7営業日以内に送金します。

- 返済方法は毎月償還とボーナス併用償還が選べます。

- 他の金融機関等の返済額を含めた毎月の返済額および年間の返済額が、給料月額および年収額の30%を超える場合はお申込みができませんので、ご注意ください。

- 任期の定めのある組合員様(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくこととなります。そのため、貸付金限度額などについては、この限りではありませんのでご注意ください。

- 詳しくは共済組合ホームページをご覧ください。スマートフォンからは二次元コードよりご覧いただけます。

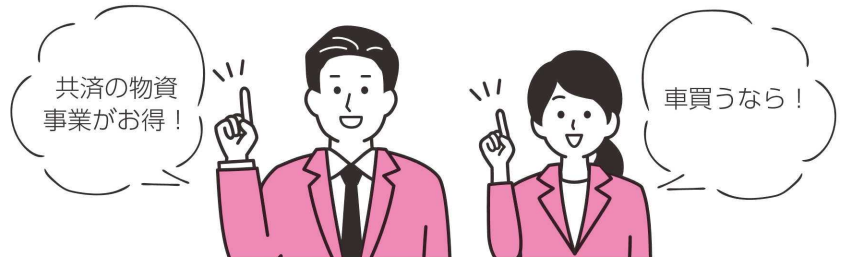


◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

物資事業のご案内

物資事業は、組合員の方が自動車やバイク、生活用品等を共済組合と契約をしている指定業者で購入される場合、自動車ローンやクレジットカードのように、共済組合が購入代金を業者に立替払いし、給与から天引きで分割償還していただく事業です。

自動車物資	
立 替 額	10万円～ 300万円
金 利	年2.0%
償還回数	24 ～ 84回(2 ～ 7年)



自動車償還例 (令和6年4月1日現在)

ディーラーローン金利を5%と仮定
したときの償還例を比較すると…

月額4,099円お得

総額344,316円お得

借入元	借入額	返済期間	毎月の返済	返済総額
物資事業 年 2.0%	300万円	7年 (84ヵ月)	38,302円	3,217,368円
ディーラーローン 年5.0%			42,401円	3,561,684円

簡單！ 利用方法

1. 販売店に支払方法を共済物資事業と伝える
2. 勤務先の共済事務担当課に購入票の発行を依頼する
3. 氏名や金額等、必要事項を記入
4. 商品受け取りの際、購入票を販売店に渡す
5. 給与等から天引きで償還

[illegible]

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

人事異動のお知らせ

氏 名	異 動 後	異 動 前	異 動 日
鎌 田 俊 則	総務課長 企画係長 広報係長	福祉課長	令和6年4月1日付
天 野 隆 宏	参事	総務課長	〃
引 地 伸 也	福祉課長 保健係長 事務取扱	福祉課長 保健係長	〃
堀 内 ありさ	福祉課長 福祉係長 補佐長	福祉課長 福祉係長 主幹長	〃
沼 倉 大 輔	総務課長 庶務係長 兼施設係長	総務課長 庶務係長 補佐長	〃
茂 泉 良 子	保険課主幹 資格調定係長	保険課資格調定係長	〃
沼 田 裕 一	総務課経理係長	総務課経理係長 施設係長	〃
高 橋 歩 子	保険課主査	保険課主事	〃
竹 谷 弥輝人	福祉課主事	総務課主事	〃
照 井 ひなた	総務課主事 (新規採用)	――	〃



光あふれる季節の 松島へ、どうぞ。

2024年7月1日宿泊分より、料金を改定いたします。

6月30日(日)宿泊分まで

平日(月～木曜)	金曜・日曜・祝日	土曜・祝前日
5,800円～	6,800円～	7,800円～

7月1日(月)宿泊分より

平日(月～木曜)	金曜・日曜・祝日	土曜・祝前日
6,800円～	7,800円～	8,800円～

- 利用助成適用後の料金です。● 夏季(7/20～8/24)は通常期の+1,000円となります。
- お盆・年末年始・ゴールデンウィークは別途割増料金を申し受けます。
- 既存のご予約は、ご予約時の料金が適用されます。

宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>

